

「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」(全構造編)のご案内

1. 目的

地震発生後、被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後は次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災建築物の再使用の可能性を判定し、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

所有者等からの依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を習得していることが必須となります。

都道府県建築士事務所協会では(一財)日本建築防災協会との共催により、平成17年より被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に標記講習会を実施してきました。

この度、(一財)日本建築防災協会による本講習テキストの大幅改訂を機に、より多くの建築士事務所(建築士)が今後起こり得る震災への対応に備えるべく、本講習会を全国的に実施することといたしました。

東日本大震災を経て、南海トラフ等における大地震等も危惧されている現在、災害からの早期復旧・復興に寄与する本業務の意義をご理解いただき、是非この機に受講くださいますようお願いいたします。

なお、講習会の受講修了者で希望する建築士に対し(一財)日本建築防災協会より技術者証(カード式)が発行されます。また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して都道府県に提出すると共に、(一財)日本建築防災協会及び(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用致します。

2. 主催 (一社)香川県建築士事務所協会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、
共催 (一財)日本建築防災協会

3. 開催日 平成28年10月26日(水)

4. 会場 香川県立文書館 2階視聴覚ホール(定員100人) 高松市林町2217-19

5. 受講対象者 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の職員。
なお、希望により建築士の方を対象に技術者証を発行します。ただし、建築士事務所名簿への掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士の資格を有する者に限ります。

6. 講習内容・講師・時間割

講習内容は被災度区分判定結果と判定事例も付加して実践も視野に入れた講義を行います。

時間割	講習内容	講師
9:30~	受付	
10:00~10:10	10分 挨拶	(一社)香川県建築士事務所協会 会長 富岡 学
10:10~10:30	20分 被災度区分判定の考え方	DVD講習
10:30~12:00	90分 鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習
12:00~13:00	60分 (休憩)	
13:00~14:30	90分 鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習
14:30~14:40	10分 (休憩)	
14:40~16:10	90分 木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習
16:10~	受講修了証交付	

7. 受講料
- ・(一社)香川県建築士事務所協会会員及び行政職員 4,300円(税込)
 - ・上記以外 6,500円(税込)
- ※当日欠席の場合、受講料はお返しいたしません。
8. テキスト 7,776円(税込)
- (一財)日本建築防災協会発行の「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」を使用します。
9. 建築CPD情報提供制度
- 本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム(予定)」となります。
単位数は、全構造編が5単位(予定)です。
10. 申込期限 平成28年10月6日(木) ※定員に達した場合は期日前に締切ることがあります。
(受付時間は平日の9時30分～11時30分と13時30分～16時30分)
11. 申込方法 申込みは協会事務局へ直接持参して申し込むか現金書留のいずれかをお願いします。
- ①持参して申込み場合で、
- (1)「技術者証」の発行及び「技術者名簿」への掲載を申し込まれる方
顔写真2枚(縦3.5cm×横2.5cm 裏面に必ず氏名を記入)・受講申込書・復旧技術者名簿掲載申込書・復旧技術者証発行申込書・受講料及びテキスト代・技術者証発行手数料を、協会事務局までご持参ください。受付時に受講票をお渡しします。
- (2)「技術者証」の発行及び「技術者名簿」への掲載を申し込まれない方
顔写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm 裏面に必ず氏名を記入)・受講申込書・受講料及びテキスト代を、協会事務局までご持参ください。受付時に受講票をお渡しします。
- ②現金書留の場合は、
上記①の(1)、(2)のいずれかの場合に該当する関係書類を添えてお申込みください。受付後に受講票を郵送いたしますので、返信用の封筒を同封してください(82円切手貼付)
12. 申込及び問い合わせ先
- 一般社団法人 香川県建築士事務所協会
〒760-0018 高松市天神前5番18号 ルモンド田中ビル3階
TEL:087-812-3201 FAX:087-812-3202
13. 技術者証の発行
- ①講習会の修了者の希望によって、(一財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間平成34年3月31日)を発行します。
発行手数料1,000円(税込)。
- ②過去に本講習会を受講し、技術者証の発行を受けている者で、再発行(更新)を希望する者へは、本講習会を再度受講して、有効期間平成34年3月31日の技術者証を発行します。
14. 建築士事務所名簿への掲載
- 本講習会の受講者で震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士事務所については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」(以下「技術事務所名簿」という。)の掲載申込みをし、単位会が会員事務所および会員外事務所の「技術事務所名簿」を作成する。その名簿を都道府県に提出するとともに(一財)日本建築防災協会および(一社)日本建築士事務所協会連合会ホームページに掲載し、震災時に活用の便に供するよう管理します。